

◆ 色彩の基準値及び推奨値

■ 基準値(景観形成基準)

- ・各表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に基づくものとします。
- ・表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外します。
- ・景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外します。

表1. 建築物の壁面

	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	駅東ゾーン	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下
	住宅地ゾーン、 港周辺ゾーン	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上

※住宅地ゾーン・港周辺ゾーンにおいては、小規模のもの(延床面積300㎡未満かつ、高さ10m未満または3階建て未満に該当する建築物)に限り、明度基準の適用を除外する。

表2. 建築物の屋根

	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	駅東ゾーン	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下
	住宅地ゾーン、 港周辺ゾーン	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

表3. 工作物の外観

	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	駅東ゾーン	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下
	住宅地ゾーン、 港周辺ゾーン	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

表4. 屋外広告物

	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値		彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

■ 推奨値【望ましい建築物の色彩】

表5. 建築物の壁面

	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値 (駅東ゾーンのみ)		彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上

表6. 建築物の屋根・工作物の外観

	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値 (駅東ゾーンのみ)		彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

◆ 重点景観形成地区における届出について

地区内で下記の行為を行う場合は、規模に関わらず工事等着手の30日前までに市長への届出が必要です(届出提出部数:1部)。届出にあたっては、あらかじめ都市計画課に事前相談をしてください。

なお、屋外広告物については、別途、宮崎市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となる場合があります。

■ 届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(太陽光発電設備を設置する場合を含む)
- (2) 工作物(太陽光等の発電設備等を含む)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の形質の変更【(3)の開発行為を除く】
- (5) 木竹の伐採又は植栽
- (6) 屋外広告物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

《宮崎駅東通り地区》 重点景観形成地区 宮崎市景観計画

◆ 景観形成方針及び区域

■ 景観形成の基本目標

(1) まちの色と花・緑が調和した、歩いて楽しいまちなみの形成

■ 公共施設に係る景観形成に関する方針

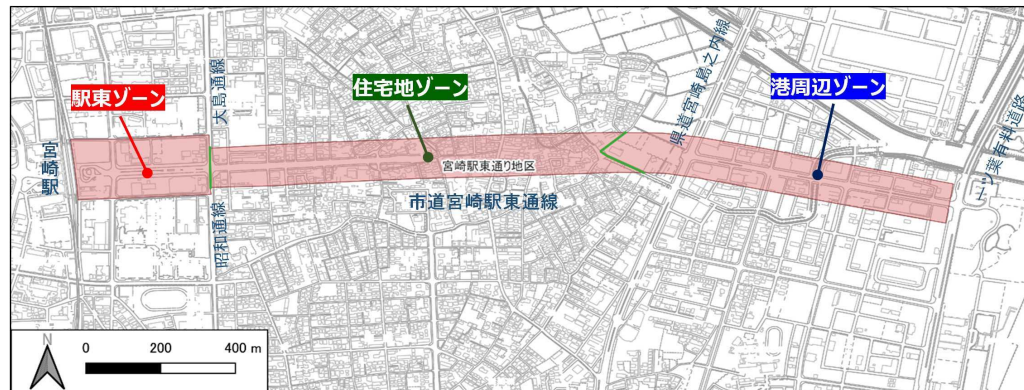
- 街路樹、植栽等はまちなみの景観と調和を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保する。
- 港周辺では海の玄関口にふさわしい、南国らしさがあふれた道路空間を形成する。

■ 地区全体に係る景観形成方針

- 駅と海の玄関口をつなぐ風格のある都市軸の形成
駅前にはふさわしいにぎわいのある歩行空間づくりや、統一感のある道路空間づくり等により、宮崎駅と宮崎港の2つの玄関口をつなぐ道路軸として風格のあるまちなみを形成する。
- 空と海とが一体となった開放感のあるまちなみの形成
建物の形態・意匠への配慮や適切な街路樹の選定、南国らしい草花の植栽等により、空と海が一体となった開放感のあるまちなみを形成する。
- 暮らしやすく、散策が楽しいまちなみの形成
ユニバーサルデザインに配慮し、たまり空間・休憩スペースの設置等により、歩行者などが楽しく散策できるまちなみを形成する。



◆ 重点景観形成地区に定める土地の区域(宮崎駅東通り地区)

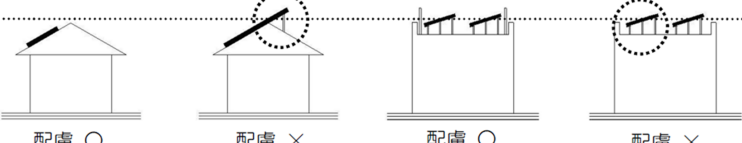
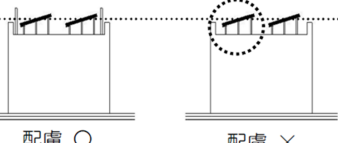


※届出対象行為のうち、市道宮崎駅東通線から容易に望見されることができない行為は、重点景観形成地区としての届出等の適用除外とする。

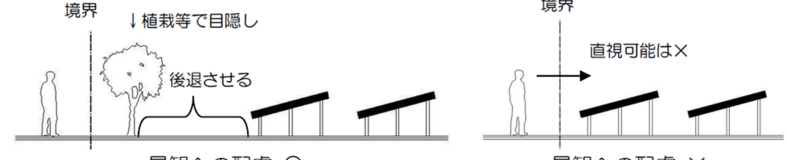
◆ 景観形成基準・配慮事項

建築物や工作物等の新築等においては、下記の景観形成基準や配慮事項に基づき必ず検討し、計画・設計していただきますようお願いいたします。景観形成基準に適合しない場合は、景観法に基づき勧告や変更命令の対象となる場合があります。

■ 建築物の景観形成基準等

項目	景観形成基準等
色彩	● 壁面の基調色(主に用いられる色彩)は、表1の基準により制限を行うこととする。 ● 屋根の基調色(主に用いられる色彩)は、表2の基準により制限を行うこととする。
壁面の位置 (配慮事項)	● 住宅地ゾーン及び港周辺ゾーンについては、敷地が市道宮崎駅東通線に接する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱面から市道宮崎駅東通線までの距離は1m(延べ面積が2,000㎡以上の建築物にあっては2m)以上とする。
建築物に設置する太陽光発電設備	壁面及び屋根面に太陽光発電設備を設置する場合は建築物の一部とみなし、以下の制限を加える。 ● 太陽光パネル(太陽電池モジュール)の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。 ● 架台やモジュールのフレームの色はできるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ● 太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。 ● 勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と一体化させる。 ● 陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。 ● 太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど修景を図ること。 ＜勾配屋根の場合＞  ＜陸屋根の場合＞ 

■ 工作物の景観形成基準等

項目	景観形成基準等
高さ・形態	● 道路景観軸に位置づけられている道路(市道宮崎駅東通線)の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。 ※都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。
色彩	● 外観の基調色(主に用いられる色彩)は、表3の基準により制限を行うこととする。
色彩	● 太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ● 太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。
太陽光発電設備	● 尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ● 歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。 ● 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。
配慮事項	＜例示＞ 

■ 開発行為等の景観形成基準

項目	景観形成基準
開発行為・土地の形質の変更	● 造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。 ● 擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。
木竹の伐採又は植栽	● 道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。 ● 植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。

■ その他配慮事項

項目	配慮事項
建築物・工作物	配置 ● 建築物は市道宮崎駅東通線に面して歩行者スペース、修景スペースを確保し、低層階にオープンスペースを設けて「ゆとり」ある空間を形成するよう配慮する。(駅東ゾーンのみ) 高さ ● 建築物の高さについては、土地の有効利用、高度利用を図り既存の建築物と調和したスカイラインを形成するよう配慮する。 色彩 ● 建築物の壁面の基調色(主に用いられる色彩)は、表5の推奨値を参考とする。(駅東ゾーンのみ) ● 建築物の屋根の基調色(主に用いられる色彩)は、表6の推奨値を参考とする。(駅東ゾーンのみ) ● 工作物の外観の基調色(主に用いられる色彩)は、表6の推奨値を参考とする。(駅東ゾーンのみ)
設備 その他	● 通りの連続性を確保するために、市道宮崎駅東通線に面して平面駐車場をできる限り設置しない。(駅東ゾーンのみ) ● 建築物等の附帯する設備等は、周辺から見えにくい場所に設置する。やむを得ず設置する場合は、目隠し等を行い、景観に配慮する。
緑化	● 空地や駐車場は、できるだけ緑化・修景を行い、うるおいのある空間づくりに努める。 ● 通りとの境界は、生け垣や樹木、草花等の植栽により、歩いて楽しい空間づくりに努める。 ● 既存の樹木等は、できる限り保全する。
広告物	共通事項 ● 必要最小限の掲出とし、周辺景観や建築物本体と調和した質の高い広告物の設置に努める。 ● できる限り低層に掲出し、複数の広告物は集約する。 ● 地色について、建築物本体と調和した色彩を用いるとともに、多色使いを避ける。 野立広告 ● まちなみや周辺建物との調和に配慮したデザインとする。 屋上広告 ● 派手な色彩や形態を避け、建築物と一体となったデザインとする。(駅東ゾーンのみ) その他 ● 窓面広告(内側から掲出するものも含む。)は設けないこととする。 ● 建築物の敷地内に、簡易広告物(貼り紙、貼り札、立て看板、常設のぼり等)を設けないこととする。
その他	● 自動販売機を通りに面して設置する場合は、位置や色彩等に配慮する。

◆ 屋外広告物の表示等に関する許可基準(上乗せ基準)

宮崎市屋外広告物条例に基づく許可申請においては、当条例に定める許可基準に加え、当地区独自の下記の上乗せ基準に基づき計画・設計していただきますようお願いいたします。

項目	上乗せ基準
共通	● 表示面の縦の長さは、4m以下であること。 ● 一面の面積又は投影面積は、20㎡以内であること。 ● 屋外広告物を掲出する物件又は表面積の3分の1を超える部分若しくは地色に使用できる色彩は、表4のとおりとする。(駅東ゾーンを除く。) ● 道路を占用して設置しないこと。 ● 照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの、切り文字部分に限った内照式のものとする。 ● ネオン管を使用する場合は、その光源が露出かつ点滅しないこと。
野立広告	● 地上から広告物等の上端までの高さは、10m以下であること。
屋上広告	● 表示又は掲出できない。(駅東ゾーンを除く。) ● 駅東ゾーンについては、建築物1棟につき1個であり、かつ、広告物を掲出する物件の高さは、4m以下であること。
壁面広告	● 表示面積の合計は、1壁面につき20㎡以内であること。
屋根面広告	● 表示又は掲出できない。
道標	● 1住所等又は1団地の土地につき1個であること。 ● 単独設置であること。 ● 当該広告物等の設置箇所から案内誘導の目的となる店舗、事務所等までの距離が1,000m以内であること。